

令和2年2月（令和元年度第11回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和2年2月25日(火曜日) 午前10時00分～
2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室
3. 出席委員（15名）12番欠番
委員 1番 坂 口 利 邦
委員 2番 内 倉 孝 子
委員 3番 富 永 浩 二
委員 4番 白 田 利 秋
委員 5番 中 嶋 睦 巳
委員 7番 上 岡 ヒトミ
委員 8番 永 野 易 美
委員 9番 大 窪 輝 則
委員 10番 藤 井 勇 次
委員 13番 冷 水 正 行
委員 14番 吉 永 良 行
委員 15番 福 園 幸 雄
会 長 16番 鶴 岡 和 喜
4. 欠席委員 6番 中 村 重 治 11番 福 田 智 浩
5. 議事録署名委員 2番 内 倉 孝 子 3番 富 永 浩 二
6. 議 題 議案第43号 農地法第3条許可申請の件について
議案第44号 農地法第5条許可申請の件について
議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について
7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
4 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
8. その他
9. 農業委員会事務局職員
事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘
10. 農地利用最適化推進委員 15名出席（黒江推進委員欠席）
11. — 閉会 —

第 11 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第 11 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」御着席ください。</p> <p>本日の農業委員の出席は、15 名中 13 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は最適化推進委員の皆様にも出席を依頼し、黒江推進委員が欠席届があり 15 名が出席です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、2 番の内倉孝子委員と 3 番の富永浩二委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 43 号から議案第 45 号まであります。報告協議が 1 から 4 番まで、そして、その他になります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 43 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 43 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 12 件の申請です。売買が 5 件、使用貸借が 1 件、贈与が 6 件であります。内訳ですが、売買の 5 件は、田が 4 筆の 3,747 平方メートル、畑が 5 筆の 3,337 平方メートルで、使用貸借の 1 件は、畑が 3 筆で 2,258 平方メートルです。また、贈与の 6 件は、田が 14 筆で 12,971 平方メートル、畑が 4 筆で 5,134 平方メートルとなっています。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が 1 筆で 989 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏外 2 名から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆、畑が 3 筆で 1,847 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への使用貸借で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆、畑が 3 筆で 2,258 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外 3 筆で、田が 2 筆で 3,835 平方メートル、畑</p>

事務局	<p>が2筆で2,519平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇都の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆で933平方メートルです。</p> <p>整理番号6番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆で1,596平方メートルです。</p> <p>整理番号7番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で1,034平方メートルです。</p> <p>整理番号8番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外3筆で、田が3筆で3,450平方メートル、畑が1筆で1,682平方メートルです。</p> <p>整理番号9番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、田が3筆で1,503平方メートルです。</p> <p>整理番号10番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外4筆で、田が5筆で3,149平方メートルです。</p> <p>整理番号11番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で501平方メートルです。</p> <p>整理番号12番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、田が3筆で2,151平方メートルです。</p> <p>以上、12件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から12番まで12件の申請です。お目通し下さい。</p>
議長	<p>それでは12件の申請について審議します。異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第43号農地法第3条許可申請の件については、申請どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第44号農地法第5条許可申請の件「5-1-30」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-1-30」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号〇〇アパート〇号の〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇の一部、畑で1,341平方メートルのうち364平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅と駐車場にしたいということで、現在借家住まいのため、申請地に持ち家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分は第2種農地の市街地近接農地に該当致します。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇橋を渡って右折し、西方の坂を登っていくと〇〇商店がありますが、その手前を左折し、約50メートル進んだところに申請</p>

	<p>地があります。配置図については、東側に居宅、西側に駐車場を配置し、合併浄化槽等の排水は北側町道側溝に流すように計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-30」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願い致します。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。「5-1-30」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>2月19日に私と上岡委員、事務局本人立ち会いのもと現地調査を行いました。航空写真の北側の方にはまだ住宅は映っていませんが、昨年、一般住宅の申請があって、ここに住宅が既に建ってしまっていて、今回の申請地は住宅に囲まれた畑であります。道路には排水も通ってしまっていて、周囲の農地に影響を及ぼすようなことも考えられませんでしたので、何ら問題は無いかと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-30」について、現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第44号農地法第5条許可申請の件「5-1-30」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。 つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第44号農地法第5条許可申請の件「5-1-31」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-1-31」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号、株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町富山 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番〇、畑で1,398平方メートルです。</p> <p>転用目的が太陽光発電施設で、申請地に太陽光発電施設を設置し、売電事業を営むことで経営の安定を図りたいということで申請が出ております。農地の区分は第2種農地のその他の農地に該当致します。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇方面へ向かいますと〇〇簡易郵便局がありますが、その対面を左折し約250メートル進んだところを右折し、さらに約150メートル坂を登ったところの左手に申請地があります。配置図については、太陽光パネル252枚を図のように設置し、周りにはフェンスを張り、2メートル以上の緩衝地を設け、雨水等については基本的に自然浸透で処理する計画になっておりますが、隣接地へ土砂等が流れ出ないように、土羽をするということです。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-31」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願い致します。 はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8番、永野です。「5-1-31」について、現地調査の報告を致します。</p>
永野委員	<p>申請地は、説明がありましたように、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番〇です。2月19日に中村委員、私、申請代理人の行政書士、事務局で現地調査を行いました。場所は先ほど事務局からありましたように、役場から〇〇方面へ向かいますと、</p>

	<p>〇〇簡易郵便局前を左折し、約 250 メートル進んだところを右折し、さらに約 150 メートル坂を登ったところが申請地です。現状は畑で飼料が作っております。道路には側溝はないところですが、敷地内の雨水排水については自然浸透で、隣接と道路側に土壩をしまして雨水の流出を防ぐということでもあります。許可するに特に問題は無いかと考えます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-31」について、現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等ございませんでしょうか。</p> <p>はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>5 番、中嶋です。面積が 1 反 3 畝ですが、雨水排水の排水施設がないようですが、ただ自然浸透でということですか。</p>
永野委員	<p>先ほども報告しましたが、道路に側溝はありませんので、自然浸透でということですが、隣接に水が流れないように土壩を打つということですか。</p>
中嶋委員	<p>周りへの影響は考えられませんか。</p>
永野委員	<p>影響はないような場所です。</p>
議 長	<p>はい、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>面積が 1000 平方メートル前後のものにつきましては、県の方も許可相当かどうか判断をするときに、自然浸透で申請が上がってきた分については、認めているという経緯もあります。県内のどこの申請がありましても、そういう形で面積と土地の形状ですね、崖地であればちょっと問題なのですが、こういった平場であって、隣接の崖崩れのおそれがないところであれば特に自然浸透で認めているということですか。</p>
議 長	<p>中嶋委員、そういうことですがよろしいですか。</p>
中嶋委員	<p>はいとの答えあり。</p>
議 長	<p>他にありませんか、よろしいですか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、異議なしということですので、議案第 44 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-31」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。 つづきまして 4 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 44 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-32」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-1-32」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号、株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町後田〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、田で 1,311 平方メートルです。転用目的が太陽光発電施設で、申請地に太陽光発電施設を設置し、売電事業を営むことで経営の安定を図りたいということで、申請が出ております。農地の区分が第 2 種農地のその他の農地に該当致します。場所につきましては、役場から〇〇方面へ向かいますと県道と〇〇が交差する信号がありますが、そこを右折し、さらに約 700 メートル進んだところの左手の〇〇川沿いに申請地があります。配置図については、</p>
事務局	

	<p>太陽光パネル 252 枚を図のように設置し、周りにはフェンスを張り、2メートル以上の緩衝地を設け、雨水等については自然浸透で処理する計画になっています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-32」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願い致します。 はい、大窪委員。</p>
大窪委員	<p>9番、大窪です。「5-1-32」について、現地調査について報告を致します。</p> <p>2月19日に永野委員、私、事務局、代理人の行政書士さんで現地を調査致しました。場所は今説明があったとおり、〇〇研修センターから上流の方へ200メートルぐらい行ったところ。現地は人家、〇〇川、道路の3面に囲まれた田です。排水は田の排水路があり、すぐそばの〇〇に入るようになった場所です。周りには何ら迷惑をかけるようなことは無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-32」について、現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、異議なしということですので、議案第44号農地法第5条許可申請の件「5-1-32」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。 つづきまして5ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第44号農地法第5条許可申請の件「5-1-33」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-1-33」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号、株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町後田〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外2筆、田で3筆計1,174平方メートルです。転用目的が太陽光発電施設で、申請地に太陽光発電施設を設置し、売電事業を営むことで経営の安定を図りたいということで、申請が出ております。農地の区分が第2種農地のその他の農地に該当致します。さきほどの5-1-32の申請地から南へ約100メートル進んだ〇〇川沿いの左岸側に申請地があります。配置図については、太陽光パネル216枚を図のように設置し、周りにはフェンスを張り、2メートル以上の緩衝地を設け、雨水等については自然浸透で処理する計画になっています。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-33」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願い致します。 はい、大窪委員。</p>
大窪委員	<p>9番、大窪です。「5-1-33」について、現地調査について報告を致します。</p> <p>先ほどと同じく2月19日に永野委員、私、事務局、代理人の行政書士さんで現地を調査致しました。この現地も先ほどの「5-1-32」の場所から下流へ約100メートル行った〇〇川沿いの左岸側になります。ここも現地も〇〇川、道路、人家に囲まれたところ。排水も境川に流れるような場所です。周りには迷惑は掛からないと思われ。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
大窪委員	
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-33」について、現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>

	「異議なしとの声あり」
議 長	<p>はい、異議なしということですので、議案第 44 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-33」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。 つづきまして 6 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和 2 年 2 月分を事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 2 月分につづきまして説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転です。内之浦地区はありませんでした。高山地区の方で、田が 3 件の 8 筆で 10,191 平方メートル、畑が 1 件の 1 筆で、2,704 平方メートルとなっています。詳細につづきましては次のページに掲載してあります。この件につづきましては、先月の総会であっせん申込があった分で、認定農業者の方に売買が成立したものとなっております。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定です。先ず内之浦地区分ですが、新規設定で田が 4 件の 8 筆で 7,012 平方メートル、畑が 1 件の 2 筆で 4,951 平方メートルです。再設定で田が 14 件の 33 筆で 34,016 平方メートル、畑はありません。高山地区は、新規設定で田が 14 件の 45 筆で 42,250 平方メートル、畑が 8 件の 13 筆で 25,390 平方メートル、再設定で田が 75 件の 151 筆で 166,442 平方メートル、畑が 44 件の 72 筆で 145,364 平方メートルです。肝付町全体の合計ですが、田が 107 件の 237 筆で 249,720 平方メートル、畑が 53 件の 87 筆で 175,705 平方メートル、合計で 160 件の 324 筆で 425,425 平方メートルでした。詳細につづきましては、8 ページから 9 ページに内之浦地区、10 ページから 18 ページに高山地区が掲載してございます。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは先ずは所有権移転の案件から審議します。7 ページをお開きください。今月は所有権移転が 4 件あります。あっせんが成立したものです。先ずはお目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、1 番の所有権移転の 4 件については、許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、利用権設定に入ります。</p> <p>内之浦地区 19 件、高山地区 141 件あります。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、まずは内之浦地区の 19 件の申請分から審議したいと思います。</p> <p>19 件の申請について、異議、意見等ありませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の 19 件の申請につづきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の 141 件の申請分に移ります。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	

議 長	<p>それでは、高山地区の 141 件の申請について審議に移りますが、委員関係の申請分が出ておりますので、この案件から審議したいと思います。番号の 82 番に福田智浩委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますが、本日は本人が欠席されております。</p> <p>次に、番号の 133 番に梶原正巳推進委員の新規の利用権設定がありますので、梶原推進委員の退席をお願いします。</p> <p>(梶原推進委員退席)</p>
議 長	<p>それでは利用権設定の 133 番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 133 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(梶原推進委員入室・着席)</p> <p>引き続きお目通しください。</p>
議 長	<p>それでは、133 番を除く他の 140 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>以上で、議案第 45 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の件を終わります。議案については以上で終了しました。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 4 番まであります。19 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」15 件あります。解約理由は、借り手の都合、所有権移転によるものです。</p> <p>合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p> <p>それでは、この件についてご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました 15 件分の確認を終わります。つづきまして、20 ページをお開きください。</p> <p>つぎに報告・協議、2 番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 6 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-1-45」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-45」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿屋市〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇、地目・面積は、田が 1 筆 1,022 平方メートルです。あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇中学校から西へ 500m ほどの所になります。</p> <p>以上、よろしくお願い致します。</p>

事務局	<p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、申出希望地が新富字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で598平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡又は貸付で、希望価格は譲渡の場合が周辺相場で、貸付の場合が10アールあたりモミ2俵となっており、期間は5年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会の県道から北側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-1-50」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と中嶋委員をお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係る6件の、あっせん委員の選任関係を終わります。つづきまして、23ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>はい、それでは農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、23ページから25ページに、譲渡、貸付、借り受け、譲受希望分の未成立分の積み残し分と、只今あっせん委員を決めて頂いた分が載せてあります。</p> <p>成立したものについては随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、あっせん委員になっている方で気づかれた点がありましたらお知らせください。あっせん委員になっている委員の方は、再度ご確認いただきまして、成立に向けての活動方をよろしく願いいたします。また、25ページの借受希望で、令和元年度の32番の関係ですが、申出人の方からあっせん活動結果がどのような状況ですかとのお尋ねが来ております。今年度の早期水稻準備をする関係で、借りられるようであれば、苗などの準備をしなければいけないので、早めに状況を知りたいとのことですのでよろしくお願い致します。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、ただいま農地移動適正化あっせん申出の整理関係について、説明がりましたが、只今説明があった、借受希望で令和元年度の32番の関係につきましては、希望地が広範囲であっせん委員が8人立っていただいています。総会終了後協議したいと思しますので集まってくださいますようお願いいたします。</p> <p>他にご意見はありませんでしょうか。</p>
【なしという声あり】	
議長	<p>無いようですが、未成立分がまだ多く残っております。あっせん委員になっている方は、活動を引き続きお願いいたします。</p> <p>つづきまして、報告・協議の4番、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>県の農業会議より、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議のお願いが来ております。これにつきましては、右側に掲載してありますけれども、皆さんも農業新聞等でご存じだとは思いますが、昨年ですね、他県の2県で農業委員会会長が収賄の容疑で逮捕ということで、転用に関することでそのような収賄の事件があったということがありました。それらを受けて、昨年11月に全国農業委員会会長代表者会議がありまして、そこで今後こういった不祥事がないように、農業委員として法令を守っていただいて、こういったことが無いような意識付けをして頂</p>

事務局	<p>くということで、右側に掲載してありますとおり、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議がされたということでもあります。それに基づきましてですね、全国の各市町村単位の農業委員会でも、今後こういったことが無いように、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をして頂くよう依頼がありましたので、本日読み上げて皆様の承認、同意を頂きましたというふうに考えております。左側の方を見て頂きたいと思います。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」ということで、読み上げてご提案申し上げます。</p> <p>…「決議案」読み上げ、 令和2年2月25日 肝付町農業委員会 以上、承認、同意をお願い致します。</p>
議長	<p>はい、只今、決議案が読み上げられましたが、決議案のとおりご承認いただけますでしょうか。</p>
全委員	<p>「はいとの声あり」</p>
議長	<p>はい、それでは「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」は承認されました。つづきまして、その他に入ります。先ずは事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>その他で事務局から2点ほどお願いがあります。先ず、別紙で、令和元年度利用状況調査により再生困難と判断した農地の非農地判断についてということで、これについては来月の総会で、議案提起させていただきまして、皆様の承認を頂きたいと考えておりますが、事前に配布いたしまして、昨年それぞれの班で、利用状況調査を実施して頂きまして、その際、非農地判断してもよいのではないかとされたものについて、それぞれの地区ごとに掲載してあるところでもあります。皆さんの農地パトロール加えまして事務局の方に非農地申請があったもの等について掲載してありますので、中身を確認して頂いて来月の総会までに漏れが無いかな等を確認して頂きたいと考えております。詳しく確認したい場合は事務局の方に足を運んでいただいて確認して頂ければと思います。今回は59筆52,628平方メートル分の非農地判断の農地を掲載させていただいております。申し上げましたとおり、来月の総会で議案提起させていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それから、もう1点ですが、別紙でお配りしてありますが、令和2年度農作業標準賃金表を配布する時期が来ております。4月に配布する予定でありますけれども、それに基づきまして、今年も今回皆さんに中身を検討して頂きまして、令和2年度の農作業標準賃金表を配布したいと考えております。右側の方に昨年度の賃金表の中身が掲載してありますが、これに基づきまして、左の方の令和2年度の標準賃金を、いくら位になるかということで皆さんに審議して頂きたいと考えておりますが、1番の農作業日雇賃金の一般農作業賃金は、今年の10月に鹿児島県の最低賃金が時間給で790円となっております。これに基づきまして、一般農作業賃金は最低が8時間で6,320円というふうに掲載させて頂いております。これ以外の2番目から5番目までのそれぞれの作業賃金を検討して頂きたいと思っております。右側に令和元年度分の標準賃金が載せてありますので、この金額から変わるようなところがあれば、皆さんの方で思いつく限り意見を出して頂いて、来月の総会で決定して頂くこととなりますのでよろしくお願い致します。以上です。</p> <p>はい、今回はここで内容の検討をして頂きたいということでもありますので、よ</p>

議 長	ろしくお願いいたします。特に稲作農家の方はよろしくお願いいたします。 令和元年度分の標準賃金表を参考にされ、ご意見等はありませんか。 はい、福永推進委員。
福永推進委員	福永です。4番の農薬散布の液剤散布の野菜・果樹のところで、前年分は3,000円となっていますが、実際、10アール当たりを3,000円で請け負うというのは現実的にあり得ないと思います。私の場合10アール当たり700~1,000リットル散布しますが、下手したら半日では済まないこともあります。しかも農薬ですから3,000円では請け負う方はいないと思います。前から思っていました。
議 長	他にありませんか。 はい、中嶋委員。
中嶋委員	中嶋です。私が野菜の散布をお願いされたときには、農家さんと話し合いで機械代を別に5,000円、薬剤は準備をして頂いてというようなことでやりました。
議 長	他にありませんか。 はい、藤井委員。
藤井委員	藤井です。野菜と果樹が一緒の区分になっていますが、野菜と果樹を区分を分けて料金を出した方が良いのではないですかね。
議 長	他には。 はい、坂口委員。
坂口委員	坂口です。果樹園は平地もありますが、段々畑もあり場所的な条件から行けば時価でいけばどうでしょうか。
藤井委員	甘藷の除草剤散布とかであれば、3,000円でよいと思いますが、今言われるように一緒の区分にしてあげば幅を持たせることが必要でありますから、野菜と果樹の区分を分けて、果樹の場合は最低、5,000円からとか10,000円からとか果樹農家で違ってきますので、やはり野菜と果樹の区分を分けた方がよろしいのではないですかね。
福永推進委員	果樹は、5年生の木で5,000円からなら何とか行けるのではないかと思います、5、6年生の木と20、30年生の木では、数倍の差がありますので、賃金表に書くとなれば、5年生の木で5,000円からということではどうですかね。
議 長	色々出ましたが、野菜と果樹の区分を分けるということではよろしいでしょうか。
	【はいとの声あり】
議 長	それでは、4番の農薬散布の液剤散布の野菜と果樹の区分を分けて、野菜は3,000円からで、果樹は5年生の木で5,000円からということで、樹齢や樹高によって差があるようですので、その他の条件に付いては話し合いによって決めて頂くということではよろしいでしょうか。
	【はいとの声あり】
議 長	それでは、4番の農薬散布の液剤散布の野菜と果樹の区分は分けるということにしていきたいと思います。他の部分で変える必要があるところはありますか。
	【特に意見なし】
議 長	それでは無いようですので、来月の総会で只今の意見を踏まえた令和元年度の標準賃金表の資料を提起させていただきますのでよろしくお願い致します。 その他で、他に何かありませんか。
	【特に意見なし】
議 長	それでは無いようですので、次回の農業委員会定例総会は、2月24日(火曜日)に

議 長	予定していますのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、2月の定例総会を閉会いたします。
-----	--

<午前 11 時 10 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 2 年 2 月 25 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 内倉 孝子

委 員 富永 浩二